

## 悪臭防止法に基づく規制地域の指定

苫小牧市告示第 110 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域として、苫小牧市全域を A 区域と指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文